

ひろぎん 総合口座等取引規定集



お 客 さ ま へ

次の規定は、当該各取引の約款です。
必ず、ご確認ください。

株式会社 広島銀行

目 次

○ひろぎん総合口座取引規定	3
○普通預金規定	8
○ひろぎん貯蓄預金規定	11
○ひろぎん納税準備預金規定	14
○振込規定	17
○<ひろぎん>無通帳口座“スマート e”規定.....	20
○ひろぎんカード規定	22
○ひろぎんICキャッシュカード特約	25
○ひろぎんデビットカード取引規定	26
○Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス取引規定.....	30
○Pay-easy（ペイジー）料金等払込サービスATM取引規定.....	31
○定期性預金・共通規定	33
○自動継続期日指定定期預金規定	35
○自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 複利型	36
○自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率表	37
○休眠預金等活用法に関する規定	38
○盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てん ならびに本人確認の取扱に関する特約	40

ひろぎん総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、ひろぎん総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

① 普通預金

② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、自由満期定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）

③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

(2) 定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、自動解約入金方式のものを除き、満期日に前回と同一の期間に自動的に継続します。

ただし、自動継続方式の期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、この通帳とともに提出してください。ただし、次の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻し等に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、当行は責任を負いません。

① ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合

② 普通預金（ひろぎん総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したひろぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カード（以下これらを「カード」といいます。）を保有する預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合

(2) 前項の払戻し手続に加え、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

(3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。

(4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻しができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

(1) 普通預金の利息は、毎年3月と9月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。

(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。

(2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（1円未満は切捨てます。）または200万円のうちいずれか少ない金額とします。

(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

(1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。

この取引の定期預金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

(2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

(3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 前号の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1)①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当行所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。
この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
 - B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - E 自由満期定期預金
その自由満期定期預金ごとにその「5年」の利率に年0.5%を加えた利率
 - ②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金のいずれの残高も0円となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2)定期預金を担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
 - (3)当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14%(年365日の日割計算)とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3)届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届出の印鑑(または署名・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、次の方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合
- ②普通預金について発行したひろぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カード(以下これらを「カード」といいます。)を保有する預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合

12. (即時支払)

- (1)次の各号の一にでも該当した場合に貸越元金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ①支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立、その他これと類する倒産処理手続があったとき
 - ②相続の開始があったとき
 - ③第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6ヶ月を経過したとき
 - ④住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2)次の各場合に貸越元金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ①当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13. (取引等の制限)

- (1)預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する可能性があります。
- (2)1年以上利用のない預金口座は払戻等の預金取引の一部を制限する可能性があります。
- (3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨

を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

(4)第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限できるものとします。

- ①不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
- ②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
- ③当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁への抵触のおそれが高いと判断した個別の取引

(5)第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

14. (解約等)

(1)この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約をする場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ②法令で定める本人確認等における確認事項、および第13条に定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが明らかになった場合
- ③この預金の預金者が第17条第1項に違反した場合
- ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
- ⑥第13条に定める取引の制限等に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑦第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

(3)前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

(4)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. (差引計算等)

(1)この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。

①この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2)前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

17. (譲渡、質入れの禁止)

(1)普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることは

できません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金が増額されることとなるときは、増額額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込・振替金等の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

20. (当行の現金自動預入支払機による定期預金の預入)

(1) 当行の現金自動預入支払機（以下「当行ATM」という。）において、総合口座通帳内の定期預金の預入ができます。

(2) 当行ATMで預入可能な定期預金の種類は、スーパー定期（預入期間1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年）または期日指定定期預金（預入期間3年）とします。

(3) 1回の操作につき預入できる金額は、現金の場合100万円まで、キャッシュカードからの振替（普通預金・貯蓄預金）の場合は、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振替は、当行所定の金額の範囲内とします。

(4) この規定の定めのない事項は、当行所定の各種預金規定により取扱います。

21. (当行の現金自動預入支払機による定期預金の解約)

(1) 通帳と同一通帳内の普通預金または貯蓄預金のキャッシュカードを当行ATMに挿入し、暗証の入力により定期預金を解約することができます。

(2) 当行ATMで解約することのできる定期預金は総合口座通帳内の定期預金に限ります。なお、当行が解約することのできる定期預金の種類を別に定めたときは、その定めに従うものとします。また、期日指定定期預金を据置期間（1年）満了日から最長預入期限（3年）までの間に解約する場合には、期日指定定期預金規定にかかわらず、解約の1ヶ月前に満期日の指定があったものとして取扱います。

(3) 解約できる定期預金の上限金額は、1件あたり元金100万円とし、100万円を超える場合にはお取り扱いできません。また、1日の取扱限度額は、500万円とします。なお限度額は、予告なしに当行が変更できるものとし、変更した場合は、その定めに従うものとします。

(4) 定期預金の解約は、お預り番号単位でご指定ください。なお、1回の操作につき1お預り番号のみのお支払とし、元金の一部のお支払はできません。

(5) 解約元利金については、元金と利息の合計額から利子税額を控除した差引支払額を当行ATMに挿入されたキャッシュカードの口座（普通預金）に入金します。

(6) 次の場合は、本取扱はできません。

① 通帳またはキャッシュカードの紛失もしくは盗難の届出がなされている場合。

② 相続の開始があった場合。

③ 破産、民事再生手続開始の申立があった場合、または取引対象の定期預金に（仮）差押がなされた場合。

④ 当行の債権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

⑤ 満期日に自動継続が停止している場合。

⑥ 前各号のほか、解約にあたり特別な手続きを必要とする場合。

(7) 通帳とキャッシュカードが当行ATMに挿入され、入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ解約に応じるものとします。

(8) この規定に定めのない事項は、当行所定の各種預金規定、ひろぎんカード規定により取扱います。

22. (付随する各種取引・サービス)

この預金口座に付随する「各種取引・サービス」の申込があり、この預金口座の名義人の相続の開始を当行が知ったときに「各種取引・サービス」は解約されるものとします。なお、この解約によって生じた損害等については、当行は責を負いません。

23. (通帳を発行する場合の手数料)

(1)当行所定の日以降に新たに開設した預金口座について、次の取引をする場合には、当行所定の手数料をいただきます。

①通帳の発行や繰越を行った場合

②〈ひろぎん〉無通帳口座“スマートe”を選択後、通帳の発行を行った場合

(2)前項の手数料は、通帳の発行や繰越時に、店頭で支払う方法または、当該預金口座からその金額を引き落とす方法その他当行所定の方法により、お支払いいただきます。

24. (未利用口座管理手数料)

(1)この預金が、別途定める未利用口座となった場合には、当行はこの預金口座から払戻請求書によらず、別途定める未利用口座管理手数料の引落としができるものとします。

(2)預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、預金残高全額を未利用口座管理手数料の一部に充当し、通知をすることなく当行所定の方法により、この預金口座を解約することができるものとします。

(3)一旦引落としになり、当行が受領した未利用口座管理手数料については、返却しません。

附則 本条は2021年4月1日以降に開設された口座に適用されるものとします。

25. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1)この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1)証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3)前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出してください。ただし、次の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻し等に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、当行は責任を負いません。
 - ①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合
 - ②ひろぎんキャッシュカードを保有する普通預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合
- (2)前項の払戻し手続に加え、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。
- (3)この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4)同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、毎年3月と9月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5)前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、次の方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、この取扱

いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合

②ひろぎんキャッシュカードを保有する普通預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合

10. (譲渡、質入れの禁止)

(1)この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (反社会的勢力と取引謝絶)

この預金口座は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項各号の一つでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (取引等の制限)

(1)預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する可能性があります。

(2)1年以上利用のない預金口座は払戻し等の預金取引の一部を制限する可能性があります。

(3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

(4)第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限できるものとします。

①不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引

②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般

③当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁への抵触のおそれが高いと判断した個別の取引

(5)第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

13. (解約等)

(1)この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約をする場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

②法令で定める本人確認等における確認事項、および第12条に定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが明らかになった場合

③この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合

⑥第12条に定める取引の制限等に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合

⑦第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

(3)前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

(4)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出ま

たは保証人を求めることがあります。

14. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込・振替金等の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ①災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ②当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4)相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (付随する各種取引・サービス)

この預金口座に付随する「各種取引・サービス」の申込があり、この預金口座の名義人の相続の開始を当行が知ったときに「各種取引・サービス」は解約されるものとします。なお、この解約によって生じた損害等については、当行は責を負いません。

18. (通帳を発行する場合の手数料)

- (1)当行所定の日以降に新たに開設した預金口座について、次の取引をする場合には、当行所定の手数料をいただきます。(事業性の口座を除く)
 - ①通帳の発行や繰越を行った場合
 - ②〈ひろぎん〉無通帳口座“スマートe”を選択後、通帳の発行を行った場合
- (2)前項の手数料は、通帳の発行や繰越時に、店頭で支払う方法または、当該預金口座からその金額を引き落とす方法その他当行所定の方法により、お支払いいただきます。

19. (未利用口座管理手数料)

- (1)この預金が、別途定める未利用口座となった場合には、当行はこの預金口座から払戻請求書によらず、別途定める未利用口座管理手数料の引落としができるものとします。
- (2)預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、預金残高全額を未利用口座管理手数料の一部に充当し、通知をすることなく当行所定の方法により、この預金口座を解約することができるものとします。
- (3)一旦引落としになり、当行が受領した未利用口座管理手数料については、返却しません。

附則 本条は2021年4月1日以降に開設された口座に適用されるものとします。

20. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

ひろぎん貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1)この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1)証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3)前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出してください。ただし、次の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻し等に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、当行は責任を負いません。
 - ①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合
 - ②ひろぎん貯蓄預金カードを保有する貯蓄預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合
- (2)前項の払戻し手続に加え、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。
また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

- (1)この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じ。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当行所定の日に、この預金に組入れます。
- (2)この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）は10万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は1か月ごとに変更し、新利率は毎月第1月曜日から適用します。
 - ①毎日の最終残高が基準残高未満となった期間は、普通預金利率と同一利率。
 - ②毎日の最終残高が基準残高以上となった期間は、当該期間における当行が設けた金額階層区分別に定めた店頭掲示の利率。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5)前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、次の方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合

②ひろぎん貯蓄預金カードを保有する貯蓄預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合

11. (譲渡、質入れの禁止)

(1)この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (反社会的勢力と取引謝絶)

この預金口座は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一つでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. (取引等の制限)

(1)預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する可能性があります。

(2)1年以上利用のない預金口座は払戻等の預金取引の一部を制限する可能性があります。

(3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

(4)第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限できるものとします。

①不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引

②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般

③当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与または経済制裁への抵触のおそれが高いと判断した個別の取引

(5)第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

14. (解約等)

(1)この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約をする場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

②法令で定める本人確認等における確認事項、および第13条に定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが明らかになった場合

③この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合

⑥第13条に定める取引の制限等に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合

⑦第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

(3)前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

- (4)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込・振替金等の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

①災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

②当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

③当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4)相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

ひろぎん納税準備預金規定

1. (預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、当行の本支店でいつでも預入れができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1)この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1)証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2)受入れ証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3)前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1)この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当行がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (3)租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (4)この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当行の任意とします。

6. (利息)

- (1)この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を1円として、毎年3月と9月の当行所定の日に、店頭表示の預金利率表記載の納税準備預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- (2)租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および第14条第3項の規定によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その全額につき店頭表示の預金利率表記載の普通預金利率によって計算します。
- (3)前2項の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- (4)この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

7. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」という。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ①納税貯蓄組合預金は第5条第1項にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ②租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算中の利息は、第6条第2項と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以外の場合は、所得税はかかりません。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。

(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。

(5)前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

(1)この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (反社会的勢力と取引謝絶)

この預金口座は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一つでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. (取引等の制限)

(1)預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する可能性があります。

(2)1年以上利用のない預金口座は払戻等の預金取引の一部を制限する可能性があります。

(3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

(4)第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限できるものとします。

①不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引

②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般

③当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁への抵触のおそれが高いと判断した個別の取引

(5)第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

14. (解約等)

(1)この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約をする場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

②法令で定める本人確認等における確認事項、および第13条に定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが明らかになった場合

③この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合

⑥第13条に定める取引の制限等に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合

⑦第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

(3)前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
E その他前各号に準ずる行為

(4)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4)相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

振 込 規 定

1. (適用範囲)

振込依頼書または当行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

2. (振込の依頼)

(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。

①振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。

②振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。

③当行は、振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。

①振込機は当行所定の時間内に利用することができます。

②1回あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。

③振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。

④当行は、振込機に入力された事項を依頼内容とします。

(3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

3. (振込契約の成立)

(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。

(2) 振込機による場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。

(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当行は依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、利用明細票、または振込金受取帳等（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。

この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

4. (振込通知の発信)

(1) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。

①電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。

②文書扱いの場合には、依頼日以後4営業日以内に振込通知を発信します。

(2) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、依頼日に振込通知を発信します。

ただし、次の場合は依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。

①当行宛の振込において、受取人が翌営業日の入金を希望されている場合

②他金融機関宛の振込において、他金融機関から依頼日の振込の応諾がない場合

5. (証券類による振込)

小切手その他の証券類による振込資金等の受入はしません。

6. (取引内容の照会等)

(1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。

(2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。ただし、当行口座からの振込の場合には、上記にかかわらず通知を省略のうえ引落口座に資金を返却することもできます。

7. (依頼内容の変更)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。
 - ①訂正の依頼にあたっては、当行所定の振込訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ②当行は、振込訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 前項の訂正について、提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたらうえその取扱をしたときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8. (組戻し)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
 - ①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の振込組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ②当行は、振込組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③組戻しされた振込資金は、振込組戻依頼書に指定された方法により返却します。ただし、当行がやむをえないと認めたときは、現金で返却を受けることができるものとし、そのときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却について、提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたらうえ、その振込資金を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

9. (通知・照会の連絡先)

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (手数料)

- (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (2) 依頼内容の変更の受付にあたっては、当行所定の訂正手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、訂正ができなかったときは、訂正手数料は返却します。
- (3) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。
- (4) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

11. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ①災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ②当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

12. (譲渡、質入れの禁止)

振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

13. (預金規定等の適用)

- (1) 振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびひろぎんカード規定等により取扱います。
- (2) 成年後見人等の届出については、普通預金規定第8条を準用します。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

〈ひろぎん〉無通帳口座 “スマート e” 規定

1. 〈ひろぎん〉無通帳口座 “スマート e”

- (1) 「〈ひろぎん〉無通帳口座 “スマート e”」(以下、「スマート e 口座」といいます。)は、通帳の発行を行わない預金口座です。
- (2) スマート e 口座を新規で開設いただく場合は、必ずキャッシュカードを発行させていただきます。なお、後記 4 の有通帳口座からスマート e 口座への切替え後は、既に発行しているキャッシュカードをご利用いただけます。
- (3) スマート e 口座にて利用できるサービス内容、前提となる利用条件は当行ホームページ等に掲示しますので、内容をご確認ください。

2. (取扱店の範囲)

- (1) スマート e 口座は、原則、現金自動預入支払機のご利用、〈ひろぎん〉ダイレクトバンキングサービス、または〈ひろぎん〉ビジネス Web サービス等のご利用によりお取引いただきます。
- (2) 当行の店舗をご利用の場合、スマート e 口座は、口座開設店のほか当行本支店いずれの店舗(ネット支店を除きます)でもお取引いたします。

3. (取引明細の確認)

- (1) スマート e 口座の取引明細(総合口座定期預金はお預り明細)(以下は、「取引明細」という)は、ひろぎんアプリ、〈ひろぎん〉ダイレクトバンキングサービス、または〈ひろぎん〉ビジネス Web サービス等(以下、「ひろぎんアプリ等」という)による電子的方法によりご確認ください。
- (2) ひろぎんアプリ等で提供する取引明細の照会期間は、当行所定の期間とします。

4. (有通帳口座からスマート e 口座への切替え)

- (1) 当行所定の方法により、既存の有通帳口座をスマート e 口座へ切替えることができます。スマート e 口座への切替えについて、前提となる利用条件は当行ホームページ等に掲示しますので、内容をご確認ください。
- (2) 有通帳口座をスマート e 口座へ切替えした場合、通帳はスマート e 口座に変更した時点でご使用いただけなくなります。

5. (スマート e 口座から有通帳口座への切替え)

- (1) 当行所定の方法により、スマート e 口座から有通帳口座へ切替えることができます。
- (2) スマート e 口座を有通帳口座に切替えの際、スマート e 口座の取引明細は通帳へ記帳いたしません。

6. (預金の受入れ)

- (1) スマート e 口座に現金、手形、小切手等を店頭で受入れるときは、この預金口座のキャッシュカードを提出し、当行所定の書類に記入、または当行所定の端末に入力してください。キャッシュカードの提出がない場合、当行所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

7. (預金の払戻し)

- (1) スマート e 口座を店頭で払戻しするときは、この預金口座のキャッシュカードを提出し、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)、または当行所定の端末に届出の暗証番号を入力してください。
- (2) 前項の手續きに加え、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

8. (預金の解約)

- (1) スマート e 口座を解約するときは、この預金口座のキャッシュカードを持参のうえ、当店に申出てください。

9. (免責事項)

- (1) この取引において払戻請求書等に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この取引において、当行が、当行所定の端末に入力されたキャッシュカードの暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認した場合、キャッシュカードまたは暗証番号につき事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

11. (規定の適用)

- (1) この規定に定めのない事項については、ひろぎん総合口座取引規定、普通預金規定、ひろぎん貯蓄預金規

定、振込規定、ひろぎんカード規定、ひろぎんICキャッシュカード特約、ひろぎんデビットカード取引規定、Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス取引規定、Pay-easy（ペイジー）料金等払込サービスATM取引規定、定期預金・共通規定、期日指定定期預金規定（自動解約入金方式）、自動継続期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金規定（自動解約入金方式）、自動継続自由金利型定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定 単利型（自動解約入金方式）、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 単利型、自由金利型定期預金（M型）規定複利型（自動解約入金方式）、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定複利型、自動積立定期預金規定、マイバースデイ定期預金規定、年金定期預金ナイスライフ規定、自動継続年金定期預金ナイスライフ規定、変動金利定期預金規定 単利型（自動解約入金方式）、自動継続変動金利定期預金規定 単利型、変動金利定期預金規定 複利型（自動解約入金方式）、自動継続変動金利定期預金規定 複利型、悠悠定期・預金規定（自由金利型定期預金 自動解約入金方式）、悠悠定期・預金規定（自動継続自由金利型定期預金）、特別金利優遇定期預金規定、退職金専用定期預金規定、年金式定期預金（マイライフアップ）規定、自由満期定期預金規定、〈ひろぎん〉ダイレクトバンキングサービスご利用規定、盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱に関する特約により取扱います。

以 上

ひろぎんカード規定

1. (カードの利用)

- (1)普通預金(ひろぎん総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行したひろぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。
 - ①当行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合
 - ②当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合
 - ③当行および当行がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
 - ④その他当行所定の取引をする場合
- (2)カードは、預金、定期預金等当行所定の商品について、当行が定めた取引を行う際の本人確認を行う場合に本人確認手段として利用することができます。

2. (預金機による預金の預入)

- (1)預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2)預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣・硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1)支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3)支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
- (4)カード(法人カードを除く)を発行している預金者の申出により、カードに代わり通帳を支払機に挿入して第1項の取扱をすることができます。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。ただし、当行の支払機のみご利用いただけます。提携先の支払機はご利用いただけません。
- (5)前項の取扱をする場合についても、第2項および第3項を適用します。

4. (振込機での預金口座からの振替えによる振込の依頼)

- (1)振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)当行および振込提携先の振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機による1回あたりの振替えは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの振替えは、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3)振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合に、振込金額、振込手数料および第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額の合計額が振替えにより払戻すことのできる金額をこえるときは、その振替えによる払戻しおよび振込の依頼はできません。
- (4)カード(法人カードを除く)を発行している預金者の申出により、カードに代わり通帳を振込機に挿入して第1項の取扱をすることができます。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。ただし、当行の支払機のみご利用いただけます。提携先の振込機はご利用いただけません。
- (5)前項の取扱をする場合についても、第2項および第3項を適用します。

5. (自動機利用手数料等)

- (1)預金機、支払機または振込機を使用して、預金の預入れ、払戻し、または振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し振込の依頼をする場合には、当行所定の預金機、支払機、および振込機、ならびに提携先所定の支払機および振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2)自動機利用手数料は、預金の預入れ、払戻し、または振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し振込の依頼をする時に、通帳および払戻請求書なしで、その預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3)振込手数料は、振込資金の預金口座からの振替えによる払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
なお、振込提携先の自動機利用手数料および振込手数料は、当行から振込提携先に支払います。

6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1)代理人(本人と生計をともしする親族1名に限ります。)による第1条に定めるカードの利用をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2)代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7. (預金機・支払機・振込機故障時の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に所定の事項を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項に加え振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 前4項については、停電、故障等により通帳による取扱いができない場合についても、カードを通帳と読み替えて適用します。

8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額、振込手数料金額（自動機利用手数料と振込手数料金額は合計額）は別行で通帳に記入します。

9. (本人確認)

- (1) カードを、当行所定の端末を通して本人確認手段として利用する場合は、当行所定の操作手順に従って、当行所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。
- (2) 当行は、第1項により当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。
- (3) 当行所定の取引においては第1項および第2項に加え、当行所定の本人確認書類の提示等当行所定の手続を行うものとします。
- (4) 当行本支店の窓口において、第1項から第3項の本人確認手続を行ったうえで、預金の払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、第11条、第12条に定める場合にはこの限りではありません。

10. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。
- (4) カードに代わり通帳を使用した場合は、前3項はカードを通帳と読み替えて適用します。

11. (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。
この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。
- (2) カードに代わり通帳を使用した場合は、前項は偽造または変造カードは偽造または変造通帳、カードは通帳と読み替えて適用します。

12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合
- (5)カードに代わり通帳を使用した場合は、前4項は盗難カードは盗難通帳、カードは通帳と読み替えて適用します。
13. **（カードの紛失、届出事項の変更等）**
カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。
14. **（カードの再発行等）**
(1)カードの盗難、紛失等の場合のカード再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
(2)カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
15. **（預金機・支払機・振込機への誤入力等）**
預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機および振込提携先の振込機を使用した場合の提携先および振込提携先の責任についても同様とします。
16. **（解約、カードの利用停止等）**
(1)預金口座を解約する場合またカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。
(2)カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
(3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
①第17条に定める規定に違反した場合
②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
17. **（譲渡、質入れ等の禁止）**
カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。
18. **（災害等による免責）**
次の各号の事由により振込・振替金等の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
②当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
③当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
19. **（規定の適用）**
この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、ひろぎん総合口座取引規定、ひろぎん貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。
20. **（規定の変更）**
(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

ひろぎん I C キャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1)この特約は、I C キャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様の I C キャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能(以下、かかる機能を総称して「I C チップ提供機能」といいます。)の利用を可能とするカードのことをいいます。)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は、ひろぎんカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては、ひろぎんカード規定が適用されるものとします。
- (3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、ひろぎんカード規定の定義に従います。

2. (I C チップ提供機能の利用範囲)

I C チップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動支払機、現金自動預入払出兼用機、振込機その他の端末(以下、「I C キャッシュカード対応 A T M 等」といいます。)を利用する場合に、提供されます。

3. (I C キャッシュカードの利用)

ひろぎんカード規定第 1 条に定める提携先・振込提携先のうち、一部の提携先・振込提携先において、提携先の都合により I C キャッシュカードの利用ができない預金機・支払機・振込機を設置している場合があります。この場合、当該預金機・支払機・振込機では、ひろぎんカード規定第 1 条の定めにかかわらず、I C キャッシュカードは利用できません。

4. (一日あたりの払戻金額)

当行は、当行および提携先・振込提携先の預金機・支払機・振込機を利用した預金払い戻しにおける一日あたりの限度額について、I C チップ提供機能を利用した払い戻しである場合と、I C チップ提供機能を利用しない払い戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

5. (I C キャッシュカード対応 A T M 等の故障時の取り扱い)

I C キャッシュカード対応 A T M 等の故障時には、I C チップ提供機能の利用はできません。

6. (I C チップ読取不能時の取り扱い等)

- (1)I C チップの故障等によって、I C キャッシュカード対応 A T M 等において I C チップを読み取ることができなくなった場合には I C チップ提供機能のご利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2)I C チップの故障等によって、I C キャッシュカード対応 A T M 等において I C チップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

7. (I C キャッシュカードの有効期限・再交付)

- (1)I C キャッシュカードは、カードの性質上、当行所定の有効期限があり、有効期限が経過した I C キャッシュカードを利用することはできません。
- (2)上記(1)の有効期限が到来する前に、当行は有効期限を延長した新しい I C キャッシュカードを再交付します。

8. (特約の変更)

- (1)この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

ひろぎんデビットカード取引規定

第1章 デビットカード取引

1. (定義)

この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- ①加盟店 日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ協議会に直接加盟店として登録され協議会の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人もしくは個人（以下「直接加盟店」といいます。）と規約を承認のうえ直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人もしくは個人、または規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり規約を承認した法人もしくは個人をいいます。
- ②ひろぎんデビットカード 当行がひろぎんカード規定等にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金等（総合口座取引の普通預金、プラス30・カードローンの普通預金および当該当座貸越を含みます。）当行所定の預金等のキャッシュカードをいいます。
- ③売買取引債務 加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務をいいます。

2. (適用範囲)

加盟店に対して、ひろぎんデビットカードを提示して、当該加盟店との売買取引について負担する売買取引債務を当該ひろぎんデビットカードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（ひろぎん総合口座取引規定等にもとづく当座貸越による引落しを含みます。以下単に「預金の引落し」といいます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。

3. (利用方法等)

- (1)ひろぎんデビットカードをデビットカード取引に利用するときは、自らひろぎんデビットカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にひろぎんデビットカードを引き渡したうえ加盟店をしてひろぎんデビットカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえ、端末機にひろぎんデビットカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2)端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、ひろぎんデビットカードを利用することはできません。
- (3)次の場合には、デビットカード取引を行なうことはできません。
 - ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ②1回あたりのひろぎんデビットカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
 - ③売買取引の目的物（役務等を含む）が、加盟店がデビットカード取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4)次の場合には、ひろぎんデビットカードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ①1日あたりのひろぎんデビットカードの利用金額（ひろぎんカード規定等による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ②当行所定の回数を超えてひろぎんデビットカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ③ひろぎんデビットカード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (5)当行がデビットカード取引を行なうことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行なうことはできません。
- (6)当行所定の預金等のキャッシュカードをデビットカードに利用することに関しては、何ら特別の手続きをする必要はありません。ただし、デビットカード取引を希望しない場合は、当行所定の手続きをしてください。

4. (デビットカード取引契約による取扱い)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、都度、端末機に口座引落確認を表わす電文が表示されないことを解除条件として、当該加盟店との間でデビットカード取引の個々の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して当該売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による当該売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (預金の復元等)

- (1)デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2)前項にかかわらず、デビットカード取引を行なった加盟店にひろぎんデビットカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らひろぎんデビットカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にひろぎんデビットカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。

- (3)第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4)デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にひろぎんデビットカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、前3項に準じて取扱うものとします。

6. (読替規定)

ひろぎんデビットカードをデビットカード取引に利用する場合におけるひろぎんカード規定の適用については、次の各号のとおり、読み替えるものとします。

- ①同規定第8条中「カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は」とあるのは、「デビットカード取引により引落された金額の通帳記入は」とします。
- ②同規定第10条第1項中「支払機または振込機」とあるのは、「端末機」とし、「預金の払戻し」とあるのは、「預金の引落し」とします。
- ③同規定第15条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」とします。

7. (規定の適用)

この規定に定めのない事項は、ひろぎんカード規定により取扱います。

8. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第2章 キャッシュアウト取引

1. 適用範囲

次の各号のうちのいずれかの者（以下「C O加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引落し（ひろぎん総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下「C Oデビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。なお、その他の事項については、ひろぎん総合口座取引規定、普通預金規定、当座勘定規定、ひろぎんカード規定、ひろぎんI Cキャッシュカード特約の各条項に従います。

- ①日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構にC O直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のC O直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「C O直接加盟店」といいます。）であって、当該C O加盟店におけるC Oデビット取引を当行が承諾したもの
- ②規約を承認のうえ、C O直接加盟店と規約所定のC O間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該C O加盟店におけるC Oデビット取引を当行が承諾したもの
- ③規約を承諾のうえ機構にC O任意組合として登録され加盟店銀行とC O直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該C O加盟店におけるC Oデビット取引を当行が承諾したもの

2. 利用方法等

- (1)カードをC Oデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはC O加盟店にカードを引き渡したうえC O加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（C O加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2)次の場合には、C Oデビット取引を行うことはできません。
- ①停電、故障等により端末機により取扱いができない場合
- ②1回あたりのカードの利用金額が、C O加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
- (3)次の場合には、カードをC Oデビット取引に利用することはできません。
- ①1日あたりのデビットカード取引金額が当行の定めた範囲（ただし、当行が別途定めた金額のうちから、お客さまが指定された場合には、その金額を超える場合
- ②1日あたりのカードの利用金額（ひろぎんカード規定・ひろぎんI Cキャッシュカード特約による預金の払戻金額を含みます。）が、当行の定めた範囲を超える場合
- ③当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
- ④カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- ⑤そのC O加盟店においてC Oデビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合
- ⑥キャッシュアウトデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合
- (4)購入する商品または提供を受ける役務等が、C O加盟店がC Oデビット取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、C Oデビット取引を行うことができません。
- (5)C O加盟店において、C O加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、C O加盟店が規約に基づいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
- (6)当行がC Oデビット取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、C Oデビット取引を行うことはできません。
- (7)C O加盟店によって、C Oデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手

数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれる場合があります。

3. COデビット取引契約等

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の払戻しによって支払う旨の契約（以下「COデビット取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金払戻しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金払い戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4. 預金の復元等

- (1)COデビット取引により預金口座の預金の払い戻しがされたときは、COデビット取引契約が解除（合意解除を含みます。）、無効または取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、CO加盟店以外の第三者（CO加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとし、また前項にかかわらず、COデビット取引を行ったCO加盟店にカードおよびCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をCOデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。CO加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるか、またはCO加盟店にカードを引き渡したうえでCO加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、COデビット取引契約の解消は、1回のCOデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるCOデビット取引を解消することもできません）。
- (2)第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。
- (3)COデビット取引において、金額等の誤入力があったにもかかわらず、これを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したため、COデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5. COデビット取引に係る情報の提供

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引等の事故等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

6. 読替規定

カードをCOデビット取引に利用する場合におけるひろぎんカード規定の適用については、次の各号のとおり、読み替えるものとします。

- ①同規定第8条中「カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は」とあるのは、「デビットカード取引により引落された金額の通帳記入は」とします。
- ②同規定第10条第1項中「支払機または振込機」とあるのは、「端末機」とし、「預金の払戻し」とあるのは、「預金の引落し」とします。
- ③同規定第15条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」とします。

7. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第3章 公金納付

1. 適用範囲

機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して、当該公的債務相当額を支払い債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（ひろぎん総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。なお、その他の事項については、ひろぎん総合口座取引規定、普通預金規定、当座勘定規定、ひろぎんカード規定、ひろぎんICキャッシュカード特約の各条項に従います。

2. 準用規定等

- (1)カードをデビットカード取引に利用することについては、第3条ないし第6条を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- (2)前項にかかわらず、第3条3項3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3)前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引によ

る支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

3. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

〈ご注意〉

1. 貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カードは、デビットカードではありません。
2. ひろぎん便利パックキャッシュカードは、普通預金側のみがデビットカード取引に利用できます。

以上

Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス取引規定

1.（サービスの概要）

大手量販店、信販・クレジット会社、保険会社等に対し、各種料金支払に係る口座振替依頼の手続きをお客さまが行う際、各企業の店頭設置の専用端末にキャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力することで、電子的に手続きを行うことができるサービスです。従来の口座振替依頼書へのお届け印鑑の押印が不要となります。

2.（適用範囲）

- (1) 当行と預金口座振替に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人（以下「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対して、キャッシュカード〔当行が普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）についてキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）にかかる規定にもとづいて発行したカード。以下「カード」といいます。〕を提示して、後記4.（1）の預金口座振替の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）については、この規定により取扱います。
- (2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人に限り、当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

3.（利用方法等）

- (1) 本サービスを利用するときは、預金者は自らカードを取扱窓口を設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号を第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱ができない場合
 - ② 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払を受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
- (3) 次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
 - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ② カード（磁気ストライプ等の電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (4) 当行が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。

4.（預金口座振替契約等）

- (1) 前記3.（1）により暗証番号の入力がされたときに、契約が解除されるまでの期間、収納機関から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約（本規定において「預金口座振替」といいます。）が成立したものとみなします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されないときは、預金口座振替は成立しなかったものとします。当行が預金口座振替が成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引き落とします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当行所定の手続による預金者の本人確認ができない場合には、当行は預金口座振替を解除できるものとします。
- (3) 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却し、または当行任意の金額を振替指定日以降任意の日引き落としのうえ、支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。また、振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額をこえる場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。
- (4) 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取扱うものとします。
- (5) 長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替が終了したものと取扱うことができるものとします。

5.（本サービスの機能を停止する場合）

本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行国内本支店へ申出ることにより停止することができます。当行はこの申出を受けたときは、本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。

6.（免責事項）

- (1) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替の受付をしたうちは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

7.（規定の準用）

この規定に定めのない事項についてはキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）にかかる規定により取扱います。

8.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

Pay-easy（ペイジー）料金等払込サービスATM取引規定

1.（適用範囲）

Pay-easy（ペイジー）料金等払込サービス（以下「料金等払込」といいます。）は、当行所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込を行うため、当行所定の現金自動預入払出兼用機（以下「当行ATM」といいます。）において、預金（普通預金（ひろぎん総合口座取引の普通預金を含みます。）および貯蓄預金をいいます。以下同じです。）の機能をもつ当行のキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を利用して、払込資金を当該カードの預金口座から引き落とし（ひろぎん総合口座取引規定に基づき当座貸越により引き落とす場合も含みます。）または、払込資金として現金を投入し、料金等の払込を行う取扱いをいい、この取扱いについてはこの規定により取扱います。

2.（利用方法）

- (1)料金等払込をするときは、当行ATMの画面表示等の操作手順に従って、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他当行所定の事項を当行ATMに正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。
- (2)前項の依頼に基づく照会の結果として当行ATMの画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、料金等払込の依頼を行ってください。なお、当行ATMの画面表示等の操作手順に従って当行所定の事項を正確に入力してください。
- (3)第1項の依頼内容および第2項の収納機関からの照会結果について、不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

3.（料金等払込にかかる取引の成立）

- (1)料金等払込にかかる取引は、当行がコンピュータ・システムにより依頼内容を確認して払込資金の受領を確認したときに成立するものとします。
- (2)前項により取引が成立したときは、当行は、領収書に代えて依頼内容を記載した利用明細票を交付しますので、依頼内容を確認してください。この利用明細票は、取引の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。
- (3)次の場合には、料金等払込を行うことはできません。
 - ①停電、故障等により取扱いできない場合
 - ②申込内容に基づく払込金額が、手続時点において当該カードより払い戻すことのできる金額(当座貸越があるときは貸越可能残高を含みます。)を超える場合
 - ③1日あたりのまたは1回あたりの当該カード利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ④当該カードの口座が解約済みの場合
 - ⑤当該カードに関する支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合
 - ⑥収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合
 - ⑦当行または収納機関が料金等払込の取扱いを行うことができないものとして定めた日または時間帯に、料金等払込の取扱いを行う場合
 - ⑧当行所定の回数を超過して当該カードの暗証を誤って当行ATMに入力した場合
 - ⑨当該カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
 - ⑩その他当行が必要と認めた場合
- (4)料金等払込にかかる取引が成立した後は、料金等払込の依頼を撤回することができません。
- (5)収納機関からの連絡により、料金等払込が取り消されることがあります。
- (6)当行または収納機関所定の回数を超過して、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込の利用が停止されることがあります。料金等払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続を行ってください。

4.（取引内容の照会）

- (1)収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (2)当行で料金等払込を受け付けるとき、当行および他の金融機関にて既に払込済かどうかは確認を行いません。必要以上に料金等を払込んだ場合、その後の対応については収納機関に直接お問い合わせください。
- (3)当行が発信した収納済通知について収納機関等から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

5.（通知・照会の連絡先）

- (1)この取引について依頼人へ通知・照会をする場合には、料金等払込の依頼にあたって入力された電話番号または払込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2)前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6.（災害等による免責）

次の各号の事由により払込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ②当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③当行以外の金融機関または収納機関の責めに帰すべき事由があったとき

7. (譲渡、質入れ等の禁止)

利用明細票およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

8. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

9. (預金規定等の適用)

(1)払込資金等を預金口座から振替えて払込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびひろぎんカード規定等により取扱います。

(2)なお、この規定に定めのない事項については、普通預金規定、ひろぎん総合口座取引規定、ひろぎん貯蓄預金規定、ひろぎんカード規定および振込規定等その他関連諸規定により取扱います。

以上

定期性預金・共通規定

1. (規定に使用する用語の読みかえ)

- (1)この預金を証書式で預入した場合は、規定で使用されている「通帳」を「証書」と読み替えてください。
- (2)証書に受取欄がある場合は、「当行所定の払戻請求書」として使用します。

2. (証券類の受入れ)

- (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。なお、証書でお預入れのときはこの証書と引換えに返却します。

3. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

4. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (預金の解約・書替継続)

- (1)定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。ただし、次の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻し等に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、当行は責任を負いません。
 - ①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合
 - ②普通預金（ひろぎん総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したひろぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カード（以下これらを「カード」といいます。）を保有する預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合
- (2)前項の払戻し手続に加え、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

6. (印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、次の方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ①ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合
- ②普通預金について発行したひろぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カード（以下これらを「カード」といいます。）を保有する預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合

7. (譲渡、質入れの禁止)

- (1)この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

8. (反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第9条第1項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第1項各号の一つでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

9. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

10. (証書の効力)

満期日に元金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前「①」の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③前「①」による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (自動継続)

この預金商品並びにこれに付随する各種取引及びサービス等（以下「預金商品等」といいます。）については、合理的な理由により同預金商品等の内容が変更あるいは廃止となる場合には、当行は、同預金商品等の取扱いを停止し、当行が適切と判断する処理を行うことができるものとします。

13. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

この『共通規定』は、定期預金の共通規定になりますので、該当する定期預金の規定とともにぜひご一読ください。

自動継続期日指定定期預金規定

1. (預入の最低金額)

この預金の預入れは一口1万円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

2. (自動継続)

(1)この預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

3. (預金の支払時期等)

(1)この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

①満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日はこの預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

②継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

(2)指定された満期日から1か経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

(3)継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱をします。

4. (利息)

(1)この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

①1年以上2年未満……………通帳記載の「2年未満」利率

②2年以上……………通帳記載の「2年以上」利率（以下「2年以上利率」という）

(2)継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

(3)継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

(4)指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5)この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満……………解約日における普通預金の利率

②6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%

③1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%

④1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%

⑤2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%

⑥2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

(6)この預金の付利単位は1円とします。

5. (預金の解約、書替継続)

(1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を解約（定期預金の一部解約を含む）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

以上

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定複利型

1.（自動継続及び一部解約）

- (1)この預金は通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4)預入日（継続をしたときはその継続日）の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日（継続をしたときはその満期日）としたこの預金は、預入日（継続をしたときはその継続日）の1年経過後に一部を1万円単位で解約することができます。

2.（利息）

- (1)この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2)継続を停止した場合の利息は満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3)この預金の一部を預入日（継続をしたときはその継続日）から1年経過後に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、一部解約の元金とともに支払います。
この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率表」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（預金の解約、書替継続）

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2)この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。
- (3)この預金を預入日（継続をしたときはその継続日）から1年経過後に一部解約するときは、当行の所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

以上

自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率表
（大口定期およびスーパー定期の期限前利率表）

預入期間 当初約定期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上	1年以上	1年半以上	2年以上	2年半以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上
		1年未満	1年半未満	2年未満	2年半未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満
1ヶ月以上3年未満	普通預金利率	50%	70%	70%	70%	70%							
3年以上4年未満	普通預金利率	40%	50%	60%	70%	90%	90%						
4年以上5年未満	普通預金利率	20%	20%	20%	30%	30%	50%	70%					
5年以上6年未満	普通預金利率	10%	20%	20%	20%	20%	50%	70%	70%				
6年以上7年未満	普通預金利率	10%	20%	20%	20%	20%	30%	50%	70%	90%			
7年以上8年未満	普通預金利率	10%	10%	10%	20%	20%	30%	50%	70%	70%	90%		
8年以上9年未満	普通預金利率	10%	10%	10%	20%	20%	20%	30%	50%	70%	70%	90%	
9年以上10年未満	普通預金利率	10%	10%	10%	20%	20%	20%	30%	50%	70%	70%	80%	90%
10年	普通預金利率	10%	10%	10%	20%	20%	20%	30%	50%	60%	70%	80%	90%

預入日から解約日までの預入期間が6ヶ月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間に対応する預入日時点のスーパー定期・スーパー定期300（大口定期の場合は大口定期）の店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。

休眠預金等活用法に関する規定

この規定においては、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」を「休眠預金等活用法」といいます。

この規定は休眠預金等活用法の施行をもって適用するものとします。

1. (休眠預金等活用法に係る預金)

休眠預金等とは、10年以上入出金等の異動がない預金等のことを指し、当該預金が休眠預金等となった場合、預金保険機構に移管され、民間公益活動の促進に活用されます。

対象の預金種類（以下、「各種預金」という。）は以下のとおりです。

当座預金、総合口座、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、期日指定定期預金（自動解約入金方式）、自動継続期日指定定期預金、自由金利型定期預金（自動解約入金方式）、自動継続自由金利型定期預金、自由金利型定期預金（M型）単利型（自動解約入金方式）、自動継続自由金利型定期預金（M型）単利型、自由金利型定期預金（M型）複利型（自動解約入金方式）、自動継続自由金利型定期預金（M型）複利型、自動積立定期預金、マイバースディ定期預金、年金定期預金ナイスライフ、自動継続年金定期預金ナイスライフ、変動金利定期預金単利型（自動解約入金方式）、自動継続変動金利定期預金単利型、変動金利定期預金複利型（自動解約入金方式）、自動継続変動金利定期預金複利型、悠悠定期預金（自由金利型定期預金自動解約入金方式）、悠悠定期預金（自動継続自由金利型定期預金）、特別金利優遇定期預金、退職金専用定期預金、年金式定期預金（マイライフアップ）、自由満期定期預金、定期積金、非居住者円普通預金、非居住者円定期預金

なお、マル優の適用となっている預金は対象外です。

2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱います。

①引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）

②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）

③預金者等から、各種預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

(a)公告の対象となる預金であるかの該当性

(b)公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④預金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合を除きます。）、繰越があったこと

⑤「ひろぎん総合口座取引規定」にもとづき、総合口座内の普通預金、定期預金、貯蓄預金いずれかについて前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと、または、通帳式定期預金、通帳式通知預金の場合で、複数存在する明細のいずれかについて前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1)各種預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①第2条に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。

④各種預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

⑤「ひろぎん総合口座取引規定」にもとづき、総合口座内の普通預金、定期預金、貯蓄預金いずれかについて④に掲げるいずれかの事由が生じた日、または、通帳式定期預金、通帳式通知預金の場合で、複数存在する明細のいずれかについて③④に掲げるいずれかの事由が生じた日

(2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと当該事由が生じた期間の満期日

(a)引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）

(b)手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと

（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）

(c)預金者等から、各種預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

(i)公告の対象となる預金であるかの該当性

(ii)公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

(d)預金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合を除きます。）、

繰越があったこと

- (e)「ひろぎん総合口座取引規定」にもとづき、総合口座内の普通預金、定期預金、貯蓄預金いずれかについて前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと、または、通帳式定期預金、通帳式通知預金の場合で、複数存在する明細のいずれかについて前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
 - (f)当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、各種預金について支払が停止されたこと（ただし、当行が把握することができるものに限ります。）当該支払停止が解除された日
 - ④各種預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと当該手続が終了した日
 - ⑤法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
 - ⑥「ひろぎん総合口座取引規定」にもとづき、総合口座内の普通預金、定期預金、貯蓄預金いずれかの預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと、または、通帳式定期預金、通帳式通知預金の場合で、複数存在する明細のいずれかについて前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

いずれかの預金に係る最終異動日等

4.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1)各種預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき各種預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、休眠預金代替金債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ①各種預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ②各種預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - ③各種預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④各種預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4)当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当行が各種預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②各種預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

5.（規定の変更）

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てん ならびに本人確認の取扱に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1)この特約は、個人のお客様の預金取引に適用されます。
- (2)この特約は、以下の取扱を定めるものです。
 - ①盗難された通帳、証書（以下、「通帳等」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱
 - ②本人確認（預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱
- (3)この特約は、各種預金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (盗難された通帳等による不正な預金払戻し等)

- (1)盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失（重大な過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項についての偽りの説明を行った場合
 - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して通帳が盗難にあった場合
- (5)当行が当該預金について本人に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。
- (6)当行は、①不正な払戻しを受けた者その他の第三者から本人が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、②不正払戻しにより被った被害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (7)当行が第2項の規定にもとづく補てんを行ったときは、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (8)当行が第2項の規定にもとづく補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他第三者に対して本人が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

3. (預金の払戻しにおける本人確認)

預金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

4. (特約の変更)

- (1)この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上